

強度行動障がい児者集中的支援モデル事業 事業所向け説明会 次第

令和7年8月8日（金） 10時から11時30分
オンライン会議

ミーティングID：912 743 2940 パスコード：2022611
--

1 開 会

2 会長挨拶

3 強度行動障がい児者集中的支援モデル事業について

県障がい者支援課 企画幹兼課長補佐 田中 聡氏

- ・概要について

- ・事業利用の流れ 等

4 集中的支援の概要について

社会福祉法人 高水福祉会 理事長 野口 直樹氏

【広域的支援人材】

5 質疑応答

6 閉会

強度行動障がいのある方への集中的支援について

障がい者支援課

1 概 要

自傷や他害、物の破壊などの行動が頻繁に起こる「強度行動障がい」の状態にある方への支援については、その背景にある個々の障がい特性に応じた支援や環境調整が必要であるが、状態が悪化した人に対する支援スキルを有する事業所や人材の確保が課題となっている。

当事者とその家族の暮らしを支える体制整備を進めるため、専門性の高い人材（広域的支援人材）を有する（一社）長野県知的障がい福祉協会と連携し、適切なアセスメントに基づく有効な支援方法の整理、環境調整を集中的に行う取組（集中的支援）を試行する。

2 取組内容

(1) 集中的支援の実施方法

県が登録する広域的支援人材（現在のところ3名）が、対象者の利用する事業所を訪問し、事業所の職員や家族と連携し、対象者に対して3か月間の集中的支援を行う。

(2) 支援の流れ

県	広域的支援人材 （ 協 会 ）	事業所等	支給決定市町村等
支援人材の登録			
		支援実施の申請	→ 支援対象基準 の適合を確認
支援人材の選定 ←			支援実施の依頼
支援の実施要請 →	・アセスメント ・支援計画の作成		
	集中的支援の実施 ※		
←	実施報告書の提出		→
	支援方法の引継ぎ	→	

※集中的支援を実施した事業者には報酬上の加算→広域的支援人材への謝金等への充当を想定

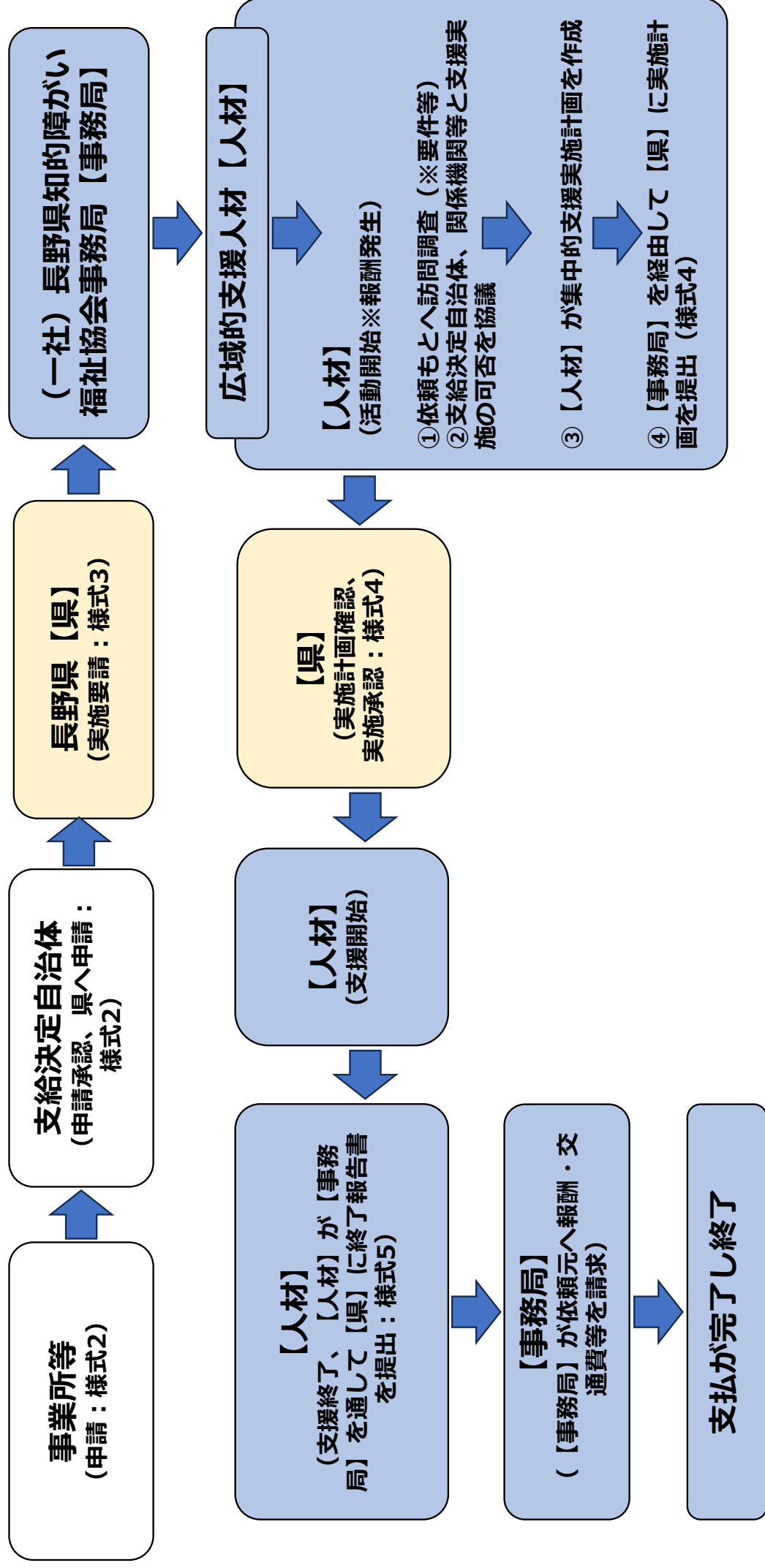
3 期待される効果

- ・ 専門的なノウハウを有する人材による集中的な支援により、状態の軽減が期待される。
- ・ 当事者が利用する障害福祉サービス事業所の職員が、実地で支援のノウハウを学ぶことで、適切かつ有効な支援が可能となり、状態を悪化させない支援が期待される。

4 今後の取組

- ・ 2年間を目途に試行し、集中的支援のニーズの見極め、支援上の課題や成果を検証した上で、その後の支援策を検討する。
- ・ 平成26年度から開始した支援者養成研修を引き続き実施し、人材の育成を図る。
- ・ 令和6年度から国が開始した各事業所で支援の中心的な役割を果たす「中核的人材」の養成研修の充実と「広域的支援人材」の早期養成について、引き続き国に要望する。

広域的支援人材における集中的支援の流れ



強度行動障がい児者集中的支援モデル事業実施要綱

(令和 7 年 6 月 11 日付け 7 障第 294 号)

(目的)

第 1 この実施要綱（以下「要綱」という。）は、長野県健康福祉部（以下「県」という。）と一般社団法人長野県知的障がい福祉協会（以下「協会」という。）が締結した「強度行動障がい児者集中的支援モデル事業に係る連携協定書」（以下「協定」という。）第 2 条第 2 項の規定により、事業実施に係る具体的な取組内容及び実施方法等を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 強度行動障がい者を有する児者 障がい児にあつては、強度行動障害判定表 20 点以上である児、障がい者にあつては、行動関連項目 10 点以上である者をいう。
- (2) 広域的支援人材 県が本要綱第 7 の定めにより登録した者
- (3) 事業所等 県、長野市又は松本市が指定する指定障害福祉サービス事業所等であり、対象サービスは療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設とする。
- (4) 支給決定自治体 本事業の対象児者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 5 又は同法第 24 条の 2、3 に基づく支給の決定を行っている自治体とする。

(実施主体)

第 3 本事業の利用調整は県が行うものとし、広域的支援人材の派遣の調整、経費の請求業務については協会が行うものとする。

(対象者)

第 4 本事業の対象者は、事業所等において対象サービスを利用する強度行動障がい者を有する児者であり、かつ、状態が悪化したことにより事業所等において現状の障害福祉サービス等の利用や日常生活を維持することが難しくなると支給決定自治体が認めた者とする。

(実施方針)

- 第 5 広域的支援人材は、対象者の身体、その他の状況及びその置かれている環境に応じて、集中的支援を実施する事業所等（以下「実施事業所等」という。）の従業者、当該対象者の保護者等に適切な助言等を行うものとする。
- 2 集中的支援に当たっては、地域との結びつきを重視し、対象者の支給決定自治体、他の指定障害福祉サービス事業者、保健医療サービスを提供する者等との密接な連携に努めることとする。
 - 3 広域的支援人材は、前 2 項に定めるもののほか、関係法令等を遵守し、集中的支援を実施するものとする。
 - 4 事業所に派遣する広域的支援人材は、支援する方法、状況等に応じて決定するものとし、初回の訪問調査時等、複数の広域的支援人材がチームを編成して集中的支援を実施する場合がある。

(集中的支援の実施、利用に当たっての留意事項)

第 6 集中的支援の実施、利用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 広域的支援人材、実施事業所等、支給決定自治体等の関係機関及び当該利用者の家族が一体となって緊密に連携して対応すること。
- (2) 主たる支援実践者は、実施事業所等の従業者であること。
- (3) 強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）において推奨する標準的支援を行うこと。

- (4) 支援を受けるチームに係わらない実施事業所等の管理者及び従業者、実施事業所の設置法人責任者が、コンサルテーション（助言援助等）を受けることにつき理解し、協力すること。
- (5) 実施事業所等の管理者は、従業者の資質の向上のために広域的支援人材等による研修機会を設けるとともに、支援提供体制の整備、支援状況の検証を行うこと。

（広域的支援人材の登録基準）

第7 県は次に掲げる各号に該当し、広域的支援人材として適任と認められる者を広域的支援人材登録名簿（様式1）に登録する。

- (1) 中核的人材養成研修の講師等（ディレクター・トレーナー）である者
 - (2) 発達障害者支援体制整備事業による発達障害者支援地域支援マネジャーである者
 - (3) その他強度行動障がい者を有する児者への支援に知見を有すると県が認める者
- 2 前項第2号及び第3号については、都道府県が主催する強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）を修了し、かつ国が推奨する「標準的支援」を熟知し、実践ができる者で、次の各号に掲げるいずれかの基準を満たす者とする。
- (1) 地域生活支援拠点等におけるコーディネーター、相談支援専門員、サービス管理責任者のいずれかの経験年数が3年以上あること
 - (2) 都道府県が主催する強度行動障害支援者養成研修において講師等の経験があるもの
 - (3) のぞみの園が開催する中核的人材養成研修を修了していること

（申請方法等）

第8 当該事業の申請手続は以下のとおりとする。

- (1) 事業所等は、様式2により支給決定自治体に申請を行う。
- (2) 申請を受けた支給決定自治体は、集中的支援の必要性が認められると判断した場合には、様式2の下段に必要事項を記載の上、県障がい者支援課長あて集中的支援の実施を依頼する。
- (3) 県は、前号の依頼に基づき、対象者及び広域的支援人材の状況等を考慮するほか、広域的支援人材の派遣が適当と判断した場合には、様式3により集中的支援の実施要請を行う。その際、支給決定自治体及び申請を行った事業所等に対して、対象者の状況等の確認を行うことがある。

（実施事業所等が負担する費用）

第9 実施事業所等は、本要綱の規定による集中的支援を受けたときは、別途定めるところにより、広域的支援人材に報酬及び交通費を支払うものとする。

（報告等）

- 第10 広域的支援人材は、実施事業所等との協議を踏まえ集中的支援実施計画（様式4）を作成し、支給決定自治体及び県障がい者支援課長あてに提出する。
- 2 集中的支援を実施する中で実施計画を変更する必要が発生した場合は、関係者との協議の上、集中的支援実施計画書を変更することができる。変更した場合の取扱いは前項と同様とする。
- 3 広域的支援人材は、集中的支援実施計画に基づきコンサルテーション（助言援助等）を行い、集中的支援の終了後、集中的支援実報告書（様式5）を作成し、支給決定自治体及び県障がい者支援課長あてに提出する。

（秘密の保持）

- 第11 広域的支援人材は、事業の実施に当たり、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、本業務から離れた後においても適用する。

（個人情報の共有）

第12 本事業を実施するにあたり、強度行動障がい者を有する児者の個人情報等（アセスメントシー

トや事業所内動画等)を共有する必要がある場合は、実施事業所等が強度行動障がいをもつ児者及び保護者等の承諾を得ることとする。

(その他)

第13 事業実施に際しては、この要綱の定めのほか、「状態の悪化した強度行動障害をもつ児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」(令和6年3月19日付け こ支障第75号、障障発0319第1号)によるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

集中的支援の実施申請書

支給決定自治体の長 あて
 長野県健康福祉部障がい者支援課長 あて

集中的支援の実施申請

「強度行動障がい児者集中的支援モデル事業実施要綱」第 6 に規定する留意事項及び第 9 に規定する費用負担について確認の上、下記のとおり集中的支援の実施を申請します。

申請者 ☐ 相談支援事業所 ☐ 通所事業所 ☐ 入所施設 ☐ その他	法人名 事業所名 管理者名（氏名） 連絡先
対象児者	氏名
	住所
利用事業所等	法人名： 事業所名： 担当者： 連絡先： 事業所住所：
担当の相談支援専門員	連絡先：
集中的支援の開始希望月	
集中的支援を必要とする理由（概要）	
備考	

※対象者の受給者証の写しを添付してください。

※利用事業所等が複数あるときは、欄を追加してご記入ください。

=====

長野県健康福祉部障がい者支援課長 あて

上記の通り、集中的支援の実施申請書を受理しました。集中的支援が必要と認められますので、集中的支援の実施を依頼します。

市町村名 （担当課名） 担当者 連絡先

(様式 3)

集中的支援の実施要請書

(一社) 長野県知的障がい福祉協会事務局 あて

長野県健康福祉部障がい者支援課長

集中的支援の実施申請に基づき、集中的支援の実施を要請します。

集中的支援の実施対象者氏名	
支給決定自治体名	

(添付資料)

- ・ 集中的支援の実施申請書 (様式 2)
- ・ (必要に応じて記載)

(様式 4)

集中的支援実施計画

支給決定自治体の長 あて

長野県健康福祉部障がい者支援課長 あて

(一社) 長野県知的障がい福祉協会 事務局

◎派遣する広域的支援人材 (氏名)			
①当該児者の基礎情報			
氏名			
年齢		性別	
診断名		区分	
その他	手帳の種別・等級		
②当該児者の強度行動障がいの状態			
☐ 自傷 ☐ 他害 ☐ 器物 ☐ こだわり(人) ☐ こだわり(人以外)			
具体例:			
③身体拘束・行動制限等の状況について			
(有・無) *有の場合は要件や理由を記載する			
④当該児者への支援状況			
事業所名(事業種)	支援状況(役割・利用頻度等)		

集中的支援の実施計画（最長3か月）			
内容	実施 予定日	実施場所	支援計画
アセスメント ↓ 環境調整の実施 ↓ フォローアップ			

集中的支援実施報告書

支給決定自治体の長 あて
長野県健康福祉部障がい者支援課長 あて

広域的支援人材
氏 名

集中的支援の記録 (月に1回程度に記入する)	
①	年 月 日
実施テーマ	
☐ 順調に進んでいる ☐ 進捗に課題ある ☐ 未実施	
アセスメントや環境調整の実施	
②	年 月 日
実施テーマ	
☐ 順調に進んでいる ☐ 進捗に課題ある ☐ 未実施	
アセスメントや環境調整の実施	
③	年 月 日
実施テーマ	
☐ 順調に進んでいる ☐ 進捗に課題ある ☐ 未実施	
アセスメントや環境調整の実施	

支援方法の整理 ※引継ぎ情報	
基本となる環境調整(写真の添付や説明)	
場所の工夫(刺激の整理等)	時間の工夫(生活の見通し)
方法の工夫	見え方の工夫(視覚的指示、明瞭さ、整理の方法)
やりとりの工夫(コミュニケーション)	楽しみに期待をもてる工夫(動機付け)
本人の変化(身体拘束の程度、1日のスケジュールなど)	
今後のプランやコメント	

こ支障第75号
障障発0319第1号
令和6年3月19日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

障害保健福祉・児童福祉主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る
事務手続等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

強度行動障害を有する児者への地域における支援体制の整備については、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。）に即して、令和6年度を始期とする第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画において、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、障害福祉サービスや障害児支援の提供体制の確保や支援体制の充実に取り組んでいただくよう、お示ししているところです。

また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言を含む。）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、環境調整を進めることを評価する「集中的支援加算」を創設することとしました。

そこで、令和6年4月以降の本加算に係る業務を円滑に進めるに当たって、本加算の具体的な手続の流れ等について、下記のとおりお示いたします。

都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれましては、御了知の上ご対応いただくと共に、都道府県におかれましては、管内市町村への周知をお願いいたします。

なお、本加算の算定要件等については、公布・発出される関係の告示や通知等をご参照ください。

記

1. 加算創設の主旨

強度行動障害を有する児者で、状態が悪化することにより、障害福祉サービスや障害児支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の利用希望があるにも関わらず、サービスや支援につながらない事例がある。また、障害福祉サービス等を利用していても、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の生活の維持が難しくなった児者もいる。さらに、支援現場においては、強度行動障害を有する児者の状態が悪化して、課題となる行動が頻発するような状態になった場合に、目の前の対応に追われ、支援を振り返る余裕がなくなることにより、職員が疲弊し支援力が落ちていくという状況もある。

こうした状況を踏まえて、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言を含む。）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を当該事業所等とともにを行い環境調整を進めていく、「集中的支援加算」を創設することとしたところである。

集中的支援加算の対象児者は、強度行動障害を有する児者であって、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者である。集中的支援は、当該児者が生活を維持することが難しくなった背景にある個々の障害特性と生活環境をアセスメントし、個々の障害特性に応じた支援や環境調整等を障害福祉サービス等の事業所等と共におこない、当該児者の状態の軽減を図ることを目的としている。また、集中的支援の実施後も、地域において個々の障害特性に応じた支援が受けられる体制を構築することで、強度行動障害の状態を悪化させない支援体制の整備を図るものである。

なお、本加算を運用するにあたっては、平時から、都道府県・指定都市においては発達障害者支援体制整備事業（発達障害者支援地域支援マネジャー）等や、都道府県においては強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）等を活用して、管内の市町村（指定都市・中核市・児童相談所設置市を含む）において、強度行動障害を有する児者への支援に係る知識や技術を地域の事業所等に広げ、そのスキルを向上するための取組を進めることが必要である。そうした取組により、強度行動障害を有する児者を支援する事業所等の確保と支援の質の向上を図るとともに、自治体と事業所等が連携し、地域全体で強度行動障害を有する児者とその家族の暮らしを支える体制整備を進めることが必要である。

2. 加算の概要

(1) 集中的支援加算(Ⅰ) 1000 単位／日 ※事業所訪問型

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合において、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が選定する広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等（※）を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加える。

※ 対象サービス：療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※ 本加算を算定する事業所等は、都道府県等が選定する広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。

(2) 集中的支援加算(Ⅱ) 500 単位／日 ※居住支援活用型

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県等が選定する指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所、指定障害児入所施設が、他の障害福祉サービス等を行う事業所から当該障害児者を受け入れ、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ 集中的支援加算(Ⅱ)を算定する場合は、集中的支援加算(Ⅰ)も算定可能。

3. 都道府県等における事前準備

都道府県等におかれては、集中的支援加算の算定に係る事前準備のため、速やかに(1)及び(2)の手続を進められたい。なお、都道府県と指定都市・中核市・児童相談所設置市は連携・協議し、(1)(2)について都道府県で一体的に運用することも含めて、集中的支援が実施できる体制整備に努めていただきたい。

(1) 広域的支援人材の選定・名簿管理

都道府県等は、状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対する集中的支援の実施にあたる広域的支援人材の選定と名簿の管理・自治体間での情報共有を行うこと。

①選定

以下のア～ウのいずれかに該当する者から選定し、集中的支援の実施に関する役割等を説明し、同意が得られた者を選定すること。

- ア 中核的人材養成研修の講師等（ディレクター・トレーナー）である者
（研修実施機関の国立のぞみの園より名簿を都道府県等宛に 3 月 25 日頃を目途に送付予定）
- イ 発達障害者支援体制整備事業による発達障害者支援地域支援マネジャーである者
- ウ その他強度行動障害を有する児者への支援に知見を有すると都道府県等が認める者

※ イ及びウは、強度行動障害を有する児者への支援に知見を有する者（事業所等へのコンサルテーションの経験等がある者）であって、国が実施している強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）に自治体の推薦を受けて参加した経験があることや、都道府県が実施している強度行動障害支援者養成研修の企画や講師・ファシリテーター等の取りまとめ等を行う役割を担っている者であることが望ましい。

※ 中核市・児童相談所設置市においては、イの該当者について選定を行う場合には、都道府県・指定都市に確認を行うこと。

※ なお、イによって選定する場合は、集中的支援加算（Ⅰ）は広域的支援人材の派遣に係る費用を想定したものであるため、本加算が算定されることをもって、発達障害者支援体制整備事業に係る予算額を減額することの無いようにすること。

都道府県内の複数の指定権者で同一の広域的支援人材を選定しても差し支えない。また、他の都道府県等が選定・登録している広域的支援人材を選定することも差し支えないが、その場合には先に選定・登録している都道府県等と事前に双方の都道府県等での集中的支援の実施において支障がないよう確認・調整を行うこと。

②名簿管理・情報共有

選定した広域的支援人材について、氏名、所属、連絡先等の情報を記載した登録名簿を作成し、保管すること（参考様式 1－1）。

都道府県等は、選定・登録した広域的支援人材の氏名・所属等の情報を、登録名簿に掲載された全ての広域的支援人材及び（２）で作成された登録名簿に掲載された全ての施設等に共有すること。また、都道府県は管内の市町村に対し、指定都市・中核市・児童相談所設置市は都道府県に対し、当該情報を共有すること。

名簿は、円滑な集中的支援の実施・運用が可能となるよう、広域的支援人材の追加等を進めるとともに、適時に更新し最新の情報としておくこと。

（２）居住支援活用型の集中的支援（加算（Ⅱ））を実施する施設等の選定・名簿管理

都道府県等は、状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対する集中的支援を提供できる体制を備えている施設等の選定と名簿の管理・自治体間での情報共有を行うこと。

①選定

以下の要件アを必ず満たすとともに、イ又はウのいずれかに該当している施設等から選定し、集中的支援の実施に関する役割等を説明し、同意が得られた施設等を選定すること。また、施設等の選定に際して、指定権者が異なる場合は、指定権者に当該施設が以下要件アに該当するかを確認すること。

ア 施設入所支援においては、重度障害者支援加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）、共同生活援助・短期入所においては、重度障害者支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定できる体制があること（※１）。障害児入所施設においては、強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）を算定できる体制があること（※２）。

イ 強度行動障害を有する児者への標準的支援についての外部専門家を活用したコンサルテーションを継続的に受けていること。

ウ 都道府県が実施している強度行動障害支援者養成研修への講師・ファシリテーター等の派遣に協力していること。

（※１）

【体制】生活支援員のうち 20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分 6（又は区分 4 以上）かつ行動関連項目 10 点以上の者に対して、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、支援計画シート等を作成し当該計画に基づき個別支援を行う。

（※２）

【体制】医師、心理担当職員を配置。対象児 4 人につき児童指導員 1 加配。強

度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、支援計画シート等を作成し当該計画に基づき支援を行う。

【設備】居室は原則個室。児が興奮時に落ち着くための空間・設備を設ける。

障害児と障害者それぞれに対応が可能となるよう施設等の選定を進めることが望ましい。

まずは都道府県等の管内の施設等から選定することが望ましいが、地域の支援体制の状況に応じて、その他の施設等から選定することも差し支えない。都道府県内の複数の指定権者で同一の施設等を選定しても差し支えない。また、他の都道府県等が選定・登録している施設等を選定することも差し支えないが、その場合には先に選定・登録している都道府県等と事前に双方の都道府県等での集中的支援の実施において支障がないよう確認・調整を行うこと。

②名簿管理・情報共有

選定した施設等について、事業所名、事業種別、所在地、連絡先等の情報を記載した登録名簿を作成し、保管すること（参考様式１－２）。

都道府県等は、選定・登録した施設等の事業所名・所在地等の情報を、広域的支援人材及び登録名簿に掲載された全ての施設等に共有すること。また、都道府県は管内の市町村に対し、指定都市・中核市・児童相談所設置市は都道府県に対し、当該情報を共有すること。

名簿は、円滑な集中的支援の実施・運用が可能となるよう、施設等の追加等を進めるとともに、適時に更新し最新の情報としておくこと。

４．集中的支援の実施の手続き・運用

集中的支援は、強度行動障害を有する児者が通う事業所等が、当該児者の支給決定自治体（障害児入所施設の場合は都道府県等、その他の場合は市町村（特別区を含む））に集中的支援の実施依頼の申請を行い、支給決定自治体が、当該事業所等の指定権者である都道府県等に集中的支援の実施を要請し、当該児者の状況や地域の集中的支援の実施体制等を踏まえて、当該都道府県等の調整の下、実施するものとする。

手続きの流れを以下のとおりお示しする。都道府県等及び市町村におかれては、各地域で集中的支援の実施が可能となるよう、運用体制を整備されたい。あわせて、都道府県等は、管内の事業所における強度行動障害を有する児者の把握及び日頃からの支援体制の充実を進めることが重要である。また、都道府県と指定都市・中核市・児童相談所設置市は連携・協議し、都道府県で一体的に運用することも含めて、集中的支援が実施できる体制整備を進めることが重要である。

なお、都道府県等及び市町村の調整の下、地域の実情に応じた手続きの流れと

することは差し支えない。都道府県等は事業所等に対し、集中的支援の実施の手続きの流れについて周知すること。

(1) 集中的支援の実施申請と都道府県等への依頼(事業所等・支給決定自治体)

集中的支援加算の対象児者は、強度行動障害を有する児者であって、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者である。集中的支援は、当該児者が生活を維持することが難しくなった背景にある個々の障害特性と生活環境をアセスメントし、個々の障害特性に応じた支援や環境調整等を障害福祉サービス等の事業所等と共におこない、当該児者の状態の軽減を図ることを目的としている。また、集中的支援の実施後も、地域において個々の障害特性に応じた支援が受けられる体制を構築することで、強度行動障害の状態を悪化させないための体制整備を図るものである。

①事業所等は、集中的支援の実施について、支給決定自治体に実施依頼の申請を行うこととする(参考様式2)。

※ 在宅の障害児者について、家族等からの申請も受け付けるものとする。
また、事業所等を利用せず在宅で生活している対象児者を支給決定自治体が把握した場合は、基幹相談支援センター・児童発達支援センター等と連携・協力の上、申請に依らず自治体が自ら対応する。

②支給決定自治体は、事業所等から集中的支援の実施依頼の申請を受けた場合には、当該児者が基準(※)に適合しているか確認するとともに、当該児者への集中的支援の必要性について、当該事業所等と検討を行う。
必要性を認めた場合には、都道府県等に対して、集中的支援の実施を依頼する。

※ 者：行動関連 10 点以上であること(区分は問わない)
児：強度行動障害判定表 20 点以上であること

※ 集中的支援加算(Ⅱ)(居住支援活用型)においては、事業所が集中的支援実施後の対象者の居住の場を確保していること。

※ 計画相談支援・障害児相談支援を利用している場合には、担当する相談支援専門員等と十分な連携を図ること。その場合にはサービス担当者会議で検討することが望ましい。

(2) 集中的支援の実施の調整（都道府県等）

①都道府県等は、支給決定自治体から集中的支援の実施の依頼（追記の上参考様式2の複写を送付）を受けた場合には、3（1）で作成した広域的支援人材の名簿より広域的支援人材を選定し、広域的支援人材と調整の上、当該依頼に対応する広域的支援人材に集中的支援の実施要請を行う（参考様式3）。

②都道府県等は、実施の依頼を行った支給決定自治体に対して、広域的支援人材の派遣について連絡する（参考様式3の複写を送付）。

(3) 広域的支援人材による集中的支援の実施（広域的支援人材・事業所等）

①集中的支援実施計画の策定

広域的支援人材は、集中的支援の実施申請書（参考様式2）の申請者に連絡し、事業所等へ訪問等を行い、当該児者と生活環境のアセスメントを実施する。

当該アセスメントに基づいて、対象児者の状態・状況の改善に向けた環境調整その他の必要な対応・支援を短期間で集中的に実施するための支援全体の進め方の計画である「集中的支援実施計画」（参考様式4）を、当該児者の支援に携わる事業所等とも連絡調整の下、作成する。

※ 当該児者等のアセスメントの結果から、居住支援活用型の集中的支援を実施する必要があると判断された場合は、広域的支援人材は、都道府県等と連携し、3（2）で作成した名簿に掲載されている施設等と連絡調整した上で、居住支援活用型の集中的支援の実施も組み込んだ集中的支援実施計画（案）を作成する。

※ 居住支援活用型の集中的支援を実施する場合で支給決定の変更が必要な場合や、新たな障害福祉サービス等の利用が必要となった場合は、広域的支援人材は、支給決定自治体と連絡調整を行い、支給決定の手続きを進める。

広域的支援人材は、集中的支援実施計画を支給決定自治体に提出し、その複写を都道府県等に提出する。

②集中的支援の実施

広域的支援人材は、集中的支援実施計画に基づき、対象児者が利用する施設等に対して、対象児者の状況や支援内容の確認を行いながら、助言援助を

行う。

事業所等は、広域的支援人材の助言援助を受けながら、対象児者に対して支援を行う。

※ 集中的支援加算（Ⅰ）（事業所訪問型）の算定は、事業所等が、対象児者に支援を行う日において、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して、当該児者に対する支援に関する助言・援助等を受けた日に行うものとする。なお、①のアセスメントに際しての訪問等についても算定できるものとする。

※ 集中的支援加算（Ⅱ）（居住支援活用型）の算定は、施設等の実践研修修了者が中心となって当該児者を受け入れて集中的支援を行うこと、集中的支援の後に当該児者が生活・利用する予定の事業所等に対する当該児者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等を集中的支援実施計画に基づいて行うこと等を要件とする。

※ 集中的支援実施計画は概ね月に1回以上の頻度で見直しを行う。

（４）集中的支援の終了（広域的支援人材・事業所等）

広域的支援人材は、集中的支援の終了後、集中的支援実施報告書（参考様式5）を作成し、支給決定自治体に提出するとともに、複写を都道府県等に提出する。また、当該報告書を活用し、当該児者の支援に携わる事業所等に支援方法等の引継ぎを行う。

5. その他

集中的支援の実施体制の整備や運用にあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に規定する協議会等に意見を求めることが望ましい。

【照会先】

こども家庭庁支援局障害児支援課

電話：03-6771-8030（内線145）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

電話：03-5253-1111（内線3038）

集中的支援とは

「状態が悪化した**強度行動障害**を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材（ソーシャルワーカーの視点を持つ）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言を含む。）を行い、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を行い、環境調整を進めていく」こと。

噛み砕くと・・・

- ・ 標準的な支援の提供を前提とした加算の仕組み（独りよがり、自己流の支援提供ではない）である。
- ・ 個々の障害特性のアセスメントならびに安定して生活できる有効な支援方法を訪問先の事業所等と共に考え、明らかにする。
- ・ そこに至る考え方や手法を訪問先事業所等と共に実践することで伝達し、事業所が主体的に標準的支援を継続し続けられるようサポートすること。

上記により・・・

行動障害が軽減する環境調整の考え方・手法を取り入れた事業所等が、地域、または他事業所等で支援困難となっている強度行動障害の状態となった方を受けることができ、再び地域生活が継続できるようになる。

「強度行動障害」とは

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている**状態**を意味する用語



- × もともとの障害
- その人の**状態**のこと

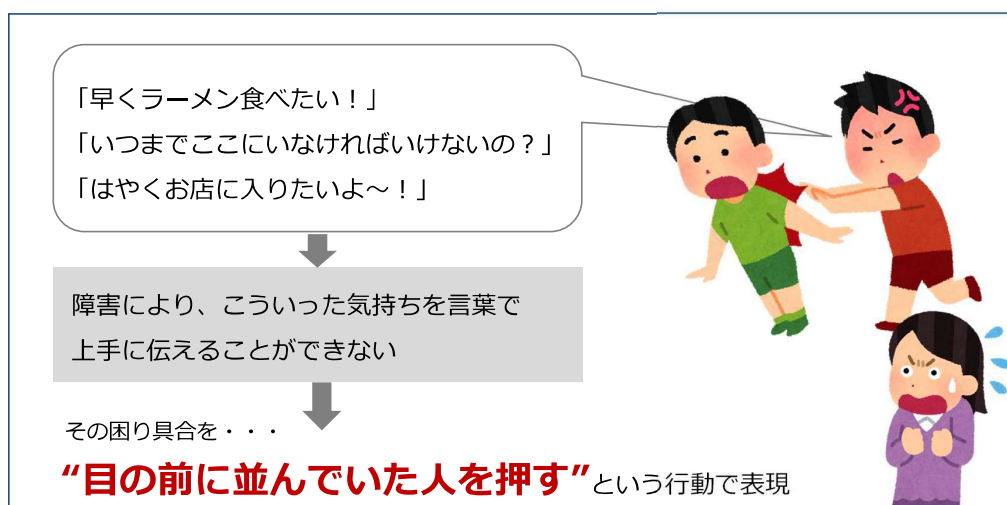
- ・ある飲食店での出来事です。
- ・知的障がいであり自閉症であるAさん、今日はお母さんと一緒に人気ラーメン店にラーメンを食べに来ました。
- ・お店の前では何人かの人が並んでいて、中々店内に入れません。Aさんも並んで待っていました。
- ・しばらくするとAさんはイライラして足踏みしながら、「食べたい！」「食べたい！」と大声で連呼しはじめました。
- ・母親は「もう少しだからね、待っててね！」等々、声をかけてAさんに我慢を促しました。
- ・その時、AさんはAさんの前に並んでいたBさんを突然突き飛ばしてしまいました。
- ・さて、この場面で困っている人は誰でしょう？



一般的には、「わけのわからないまま突き飛ばされてしまったBさん」
「Aさんを連れてきたお母さん」
と答える人が多いかもしれません。

実は、**Aさんも困っています。**

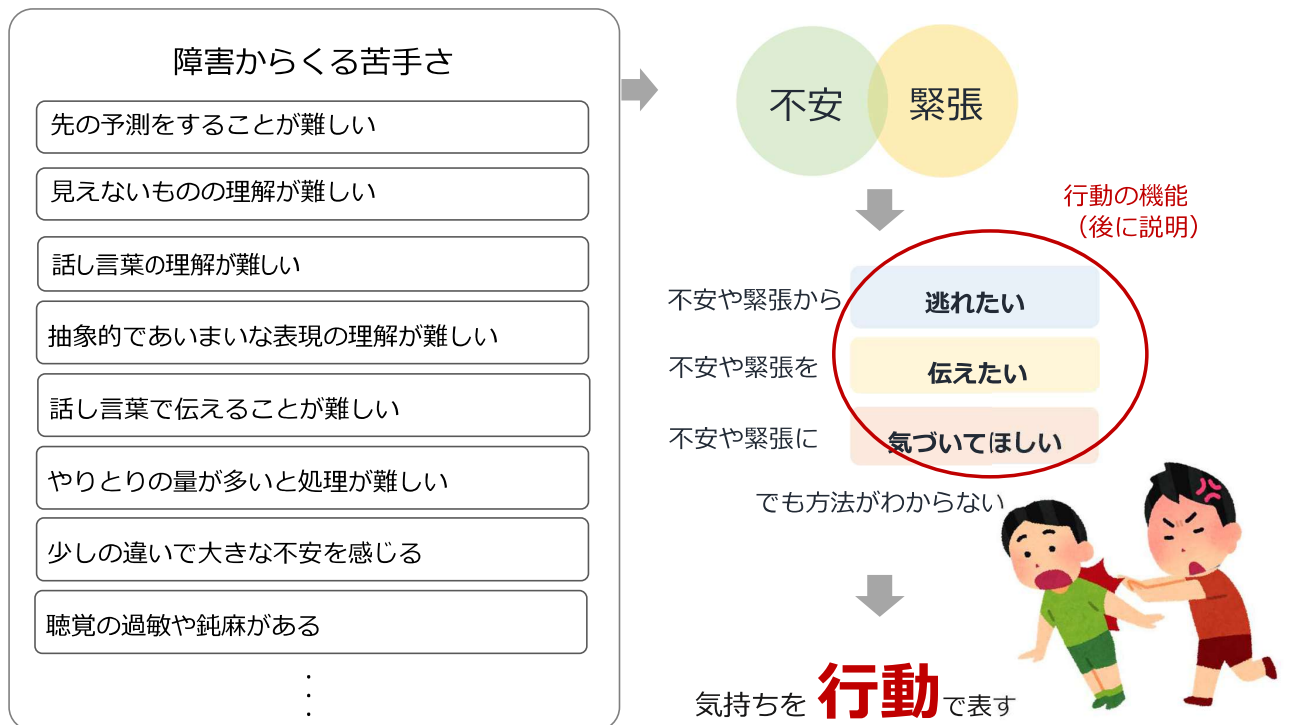
なぜなら、並ぶ、待つことが苦手なほか、そういった環境にいつまでいなければいけないのか分からないからです。



だから答えは、**「みんな」**です

ということを、私も含め皆さんには理解して欲しいのです。

Aさんのように、障害からくる苦手さを持つ人たちは、困っています。



- そのまま、障害からくる苦手さが解消されないと、さらに、
激しい行動をとることがあります。 ・エスカレーション
・消去バースト

- また、適切な行動を教えてもらう機会がなかったり

- 自分の気持ちを伝えるために激しい行動を取った時、周囲がその行動を止めるために本人が望むままの対応を繰り返していると「激しい行動をすることで自分の気持ちが伝わる」と理解し、激しい行動が定着してしまうこともあります。

- ・誤学習
- ・消去バースト

このように、

☑ 適切な行動を教えられていない

☑ 周囲が誤った対応を繰り返す

↓
行動が激しくなっていく

= 「強度行動障害の**状態**」

といいます。



強度行動障害の状態になっている人は
「困った人（子）」ではなく「**困っている人（子）**」
強度行動障害の状態になっている人の行動は
「困った行動」ではなく「**困った上での行動**」「**困っている人の表現**」

私たち支援者、家族は、
私たちの理解や配慮によって

- ☑強度行動障害の状態にならないよう**予防**することができる
- ☑既に現れている強度行動障害を**軽減**できる

そして

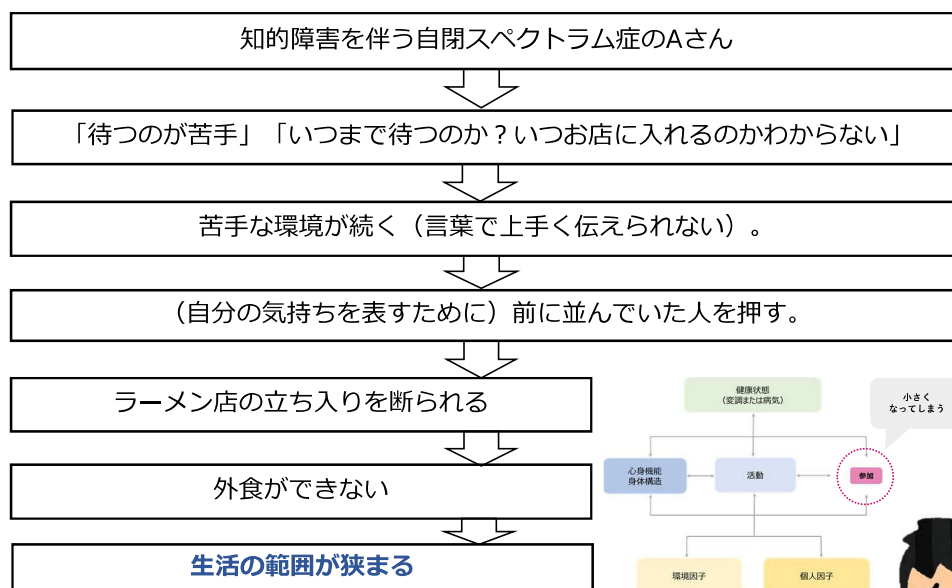
- ☑彼らの**社会参加**を進めることができる

集中的支援は
まず
ここに
主眼を置きます。

ということを認識することが大切となり、この姿勢がないと
「困った行動」の改善は難しいです。

▶適切な支援がない場合（標準的支援が行われない場合）

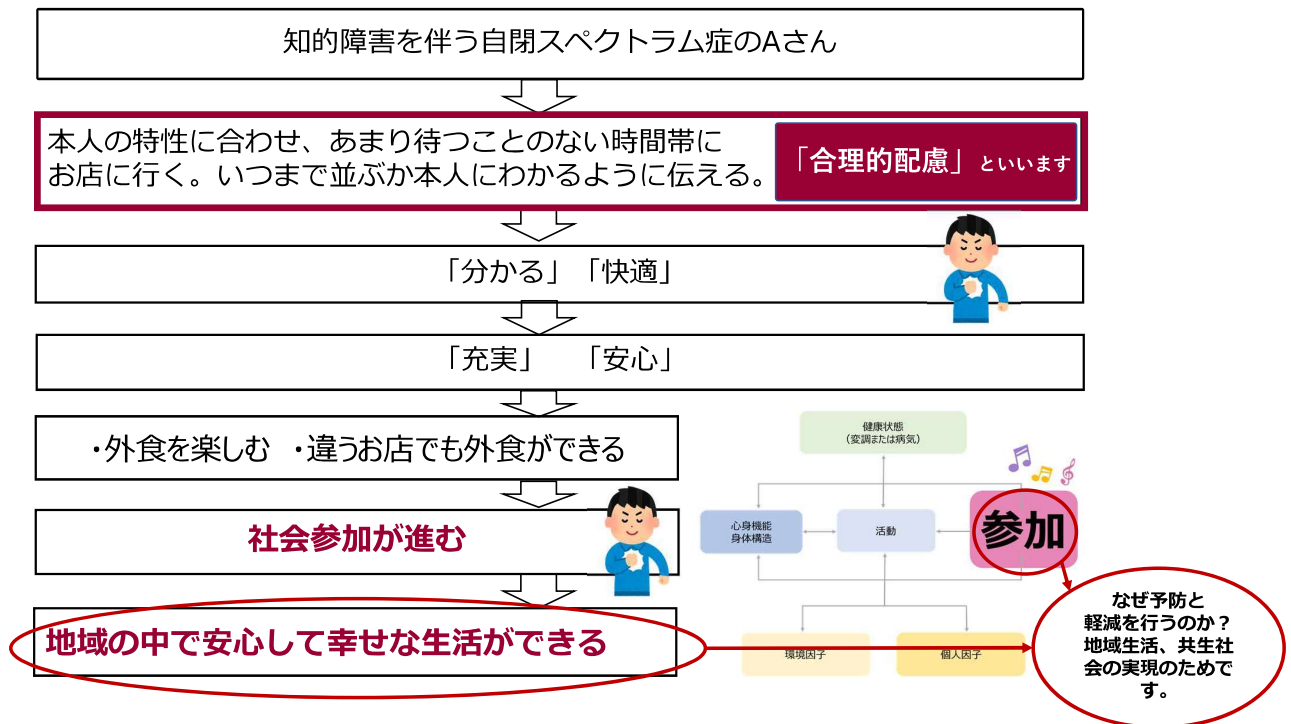
先ほどのAさんの事例で考えてみましょう



事業所からも利用を断られることも……。そして、より行き場のない生活へ



▶ 適切な支援がある場合（標準的支援が行われた場合）



合理的配慮とユニバーサルデザイン ～障害者権利条約から～

第2条定義より

「障害に基づく差別」⇨障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限。
合理的配慮の否定も含む。

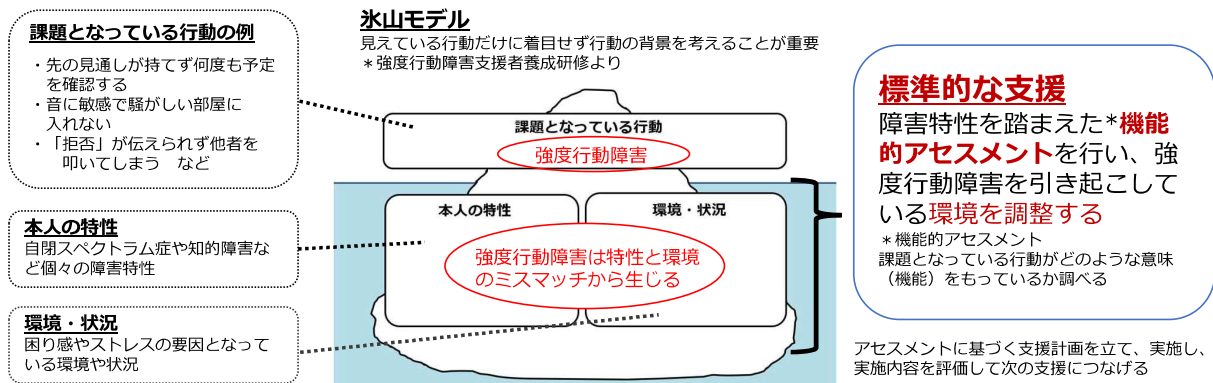
「合理的配慮」⇨障害者が他の者との平等を基礎として・必要かつ適当な変更及び調整。均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

「ユニバーサルデザイン」⇨調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計。

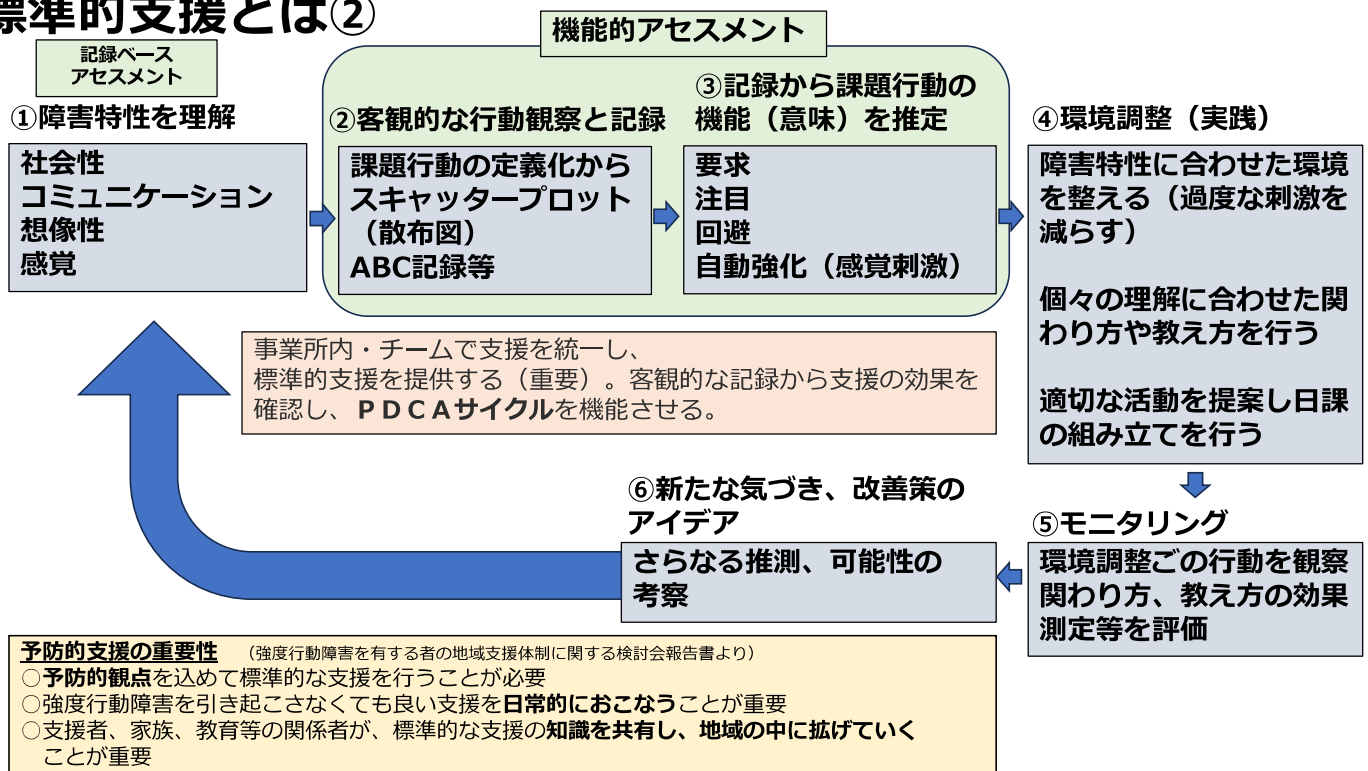
合理的配慮の提供とユニバーサルデザインの实践は、強度行動障害の予防と軽減につながります。**これは事業所内だけの話ではありません。**

標準的支援とは①

（強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書（令和5年3月30日）より）
 ○（中略）強度行動障害を有する者への支援にあたっては、知的障害や自閉スペクトラム症の特性など個人因子と、どのような環境のもとで強度行動障害が引き起こされているのか環境因子もあわせて分析していくことが重要となる。こうした**個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整していく**ことが強度行動障害を有する者への支援においての**「標準的な支援」**である。



標準的支援とは②



集中的支援を依頼される事業所様へのお願い

①標準的支援の習得

長野県知的障害者福祉協会が主催する「強度行動障害支援者養成研修、基礎・実践」を受講することにより、標準的支援の内容と方法を理解してください（他の団体の当該研修でも良いのですが、できれば県協会のものが嬉しいです）。

②ワンチーム

職種、職域等の壁を超えて、事業所全体で取り組む姿勢でお願いいたします。また、相談員、出身市町村、地域生活支援拠点等、関係機関全てワンチームとなるように働きかけてください。

③実践者は事業所職員がメイン

集中的支援は3ヶ月（最高12回）です。その後も支援が継続できるように事業所職員がリーダーシップを取れるよう意識してください。

④共生社会の実現、ケアマネジメントの意識が最重要です

機能的アセスメントにより利用者のニーズが推測できた場合、事業所に留まらないサービス提供が必要となる場合があります。また、強度行動障害状態の軽減は隔離された場所で生活することが目的ではありません。**地域で暮らし続けることです。このことを忘れないでください。**

集中的支援、支援対象者（選定）について

（様式2）において「集中的支援を必要とする理由（概要）」記入項目があります。ここに記入する際の注意事項ですが・・・

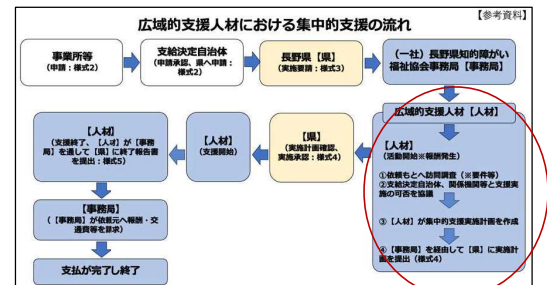
集中的支援の実施申請書 (様式2)	
支給決定自治体の長 へ 長野県健康福祉部 へ	
集中的支援の実施申請	
「強度行動障害」が児童集中支援モデル事業実施要綱第6に規定する児童事項及び第9に規定する費用負担について確認の上、下記のとおり集中的支援の実施を申請します。	
申請者 ☐ 相談支援事業所 ☐ 通所事業所 ☐ 入所施設 ☐ その他	法人名 事業所名 管理者名（氏名） 連絡先
対象児者	氏名
利用事業所等	法人名 事業所名 事業所住所 連絡先
担当の相談支援専門員	連絡先
集中的支援の開始希望月	
集中的支援を必要とする理由（概要）	
※対象者の受給希望の旨を添付してください。 ※利用事業所等が複数あるときは、欄を追加してください。 ※長野県健康福祉部 へ送付してください。	
上記の通り、集中的支援の実施申請書を受領しました。集中的支援が必要と認められますので、集中的支援の実施をお願いします。	
市町村長 (担当署名)	担当者 連絡先

要綱より
強度行動障害を有する児童
障がい児 強度行動障害判定表20点以上
障がい者 行動関連項目10点以上
ここが基本フィルターになります。
まずは、このフィルターを通ることが前提となります。

さらに要綱より
本事業の対象者は、事業所等において**対象サービス**を利用する強度行動障害を有する児童であり・・・
これが**第2フィルター**です。

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

またまた要綱より
かつ、**状態が悪化したことにより事業所等において現状の障害福祉サービス等の利用や日常生活を維持することが難しくなった**と支給決定自治体が認めた者とする。
これが**第3フィルター**です。
ここは自治体毎の福祉リソース（人的、制度的）によって判断の差も生まれると思いますが、**赤字**の状態と支給決定自治体が判断した場合はその旨を（様式2）に記述し、県に申請してください（事業所等とよく話し合ってください）。



県が申請受諾後・・・
集中的支援の流れ（別紙）では広域的人材が依頼を受け、事業所等に事前訪問し、**支援実施の可否を協議**となっています。すでに訪問していますので報酬は発生していますが、ここで集中的支援対象者が**確定**し、支援実施が**可**となります（可能性は低いですが不可となる場合もあります）。
確定すると前スライド：アセスメント、計画作成、実行という流れになります。

1. 強度行動障害の障害特性を正しく理解し、事業所内で根拠のある標準的な支援をチームで行う際に中核的な役割を果たす人材のことです。
2. 現在のところ、国立のぞみの園が養成研修の実施主体となっており、都道府県・政令市中核市からの推薦で、都道府県ごと年間3～4名の養成となっています。東京都は今年度よりのぞみの園研修と同様の研修を並行して行います。
3. 受講者は自事業所、自法人、自圏域で暮らすモデル対象者を選定し、2の研修において、モデル対象者のQOL向上を柱として、**チーム**で標準的支援に取り組み、外部に対して客観的な記録をもとに状況を説明することができるレベルを目指します。
4. 2の過酷な研修を受講し、修了書の発行を許可された方が中核的人材として従事できます。

